

北はりま消防組合火災予防条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年3月27日政令第88号）の公布により検定対象機械器具等の範囲が改正されたため、同政令の規定を引用する北はりま消防組合火災予防条例（平成23年北はりま消防組合条例第31号）の一部を改正する。

2 改正内容

消防法施行令第37条で規定する検定対象機械器具のうち第4号から第6号までに規定する消防用ホース等の規定が削除されたことにより、火災報知設備等の規定が第4号から第6号までに繰り上げられたことに伴い、北はりま消防組合火災予防条例第29条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。

3 施行期日

平成26年4月1日